

社会保険

いばらき

3

協会けんぽ茨城支部の健康保険料率に変更となります

2024 March
NO.548

- 令和4年度インセンティブ制度取組結果
- 人事異動の季節です。届出は正しく速やかに
- 施設利用会員証のご案内



偕楽園（水戸市）

職場内で回覧しましょう

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

茨城
支部

協会けんぽの加入者・事業主の皆さまへ
事業所内で回覧をお願いいたします。

令和6年3月分(4月納付分)からの 保険料率のお知らせです

茨城支部の 健康保険料率は変更となります

令和6年2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の

9.73%

令和6年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の

9.66%

介護保険料率も変更となります

令和6年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の

1.82%

令和6年3月分(4月納付分)から給与・賞与の

1.60%

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に
全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和6年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率についての
特設サイトはこちら



健康保険料率9.66%のうち、6.24%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.42%分は
後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。
★ご加入の支部は健康保険証の「保険者名称」をご確認ください。(居住する都道府県とは異なることがあります。)

皆さまの取組で健康保険料率が変わる！ 令和4年度インセンティブ制度取組結果

インセンティブ制度とは？

インセンティブ制度とは、加入者皆さまの健康づくりに関する取り組みが評価対象となり、以下の5項目について、全47支部をランキング付けし、上位15支部に入るとインセンティブ(報奨金)が付与され、健康保険料率に反映される制度です。

インセンティブ制度は、実施率に加え、前年度からの伸び幅や伸び率も評価の対象となります。

今後も健康維持・健康増進に向けた皆さま一人一人のご協力をお願いします。

※令和4年度実施の結果は令和6年度健康保険料率に反映されます。

総合順位 **42**位 / 47支部



インセンティブなし

インセンティブ制度の対象項目 (評価指標)	実施率	全国順位	皆さまへのお願い
① 特定健診等の実施率	55.5%	46位	協会けんぽの健診を年に1回受診しましょう
② 特定保健指導の実施率	15.0%	33位	健診結果から保健指導のご案内が届いたら必ず受けましょう
③ 特定保健指導対象者の減少率	33.3%	37位	保健指導の対象者とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組みましょう
④ 要治療者の医療機関受診率	35.2%	16位	健診の結果、医療機関への受診を促されたら必ず受診しましょう
⑤ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合	80.8%	14位	後発医薬品(ジェネリック医薬品)を選択しましょう

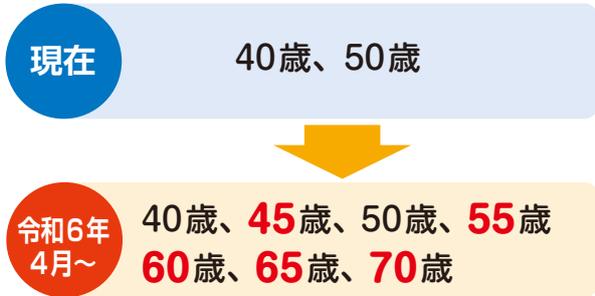
茨城支部は上位15支部に入らなかったため、インセンティブ制度が付与されませんでした。

令和6年4月より、付加健診の対象年齢が拡大されます

付加健診とは、生活習慣病予防健診(一般健診)に追加できるより詳細な健診です。

節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手掛かりとなる眼底検査といった、検査内容が含まれています。

一般健診(自己負担額:最高5,282円)と付加健診(自己負担額:最高2,689円)とセットでより充実した健康管理に努めましょう。



対象年齢の方は、この機会にぜひ！付加健診の受診をご検討ください。



マイナ保険証をご利用ください。令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。



日本年金機構からのお知らせ

人事異動の季節です 届出は正しく速やかに

従業員を採用したとき

◎資格取得届

●被保険者になる方

適用事業所で常用的使用関係にある方は、国籍や本人の意思などに関係なく被保険者となります（70歳以上の方は健康保険のみの被保険者となり、75歳からは適用事業所に使用されていても、後期高齢者医療の被保険者となりますので、資格を喪失します）。

●資格取得年月日

適用事業所に使用されるようになった場合は、被保険者資格を取得します。試用期間や見習期間を定めている場合であっても、使用されるようになった日が資格取得年月日となります。

●提出期限

資格取得日から5日以内

●パートタイマーの取扱い

パートタイマーなどの短時間労働者については、1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上であれば被保険者となります。

なお、勤務時間や勤務日数が常時雇用者の4分の3未満であっても、次の4項目すべてに該当する方は被保険者となります。

- ①国、地方公共団体に属する事業所及び※特定適用事業所に使用されていること。
- ②週の所定労働時間が20時間以上であること。
- ③賃金の月額が88,000円以上であること。
- ④学生でないこと。

※被保険者数が100人（令和6年10月からは50人）を超える事業所

●個人番号（基礎年金番号）欄

本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書または年金手帳に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。

●報酬月額欄

支払見込み額を記入します。見込み額は、基本給に通勤手当、家族手当などの固定的に支給される諸手当や残業手当等の非固定的な手当を加えて算出します。

残業手当等は、同じ業務に従事している方を参考に見込み額を算出してください。

●被保険者住所欄

個人番号（基礎年金番号）欄に個人番号を記入した場合は、住所の記入は不要です。基礎年金番号を記入した場合は、住民票の住所を記入してください。

※住民票住所以外の居所等に日本年金機構からの各種お知らせ等の送付を希望する場合は、別途「住所変更届」を提出してください。

◎被扶養者（異動）届

●被扶養者になる方

被保険者によって生計を維持されている方については、被扶養者になることができます。その場合は、資格取得届に被扶養者（異動）届を添付して提出してください。

被扶養者になれる方の範囲は、三親等以内の親族で【図1】のとおりです。

●生計維持の基準

被扶養者の認定条件の一つである「主として被保険者の収入によって生活している」状態とは、【図2】の基準によります（生計を維持されている方が60歳以上または障害者の場合は「130万円」を「180万円」に読み替えます）。

◎ローマ字氏名届

外国籍の方の年金記録を適正に管理するため、個人番号と基礎年金番号が結びついていない方、番号制度の対象外である外国籍の方の資格取得届、厚生年金保険被保険者氏名変更届、国民年金第3号被保険者関係届を提出する際には、ローマ字氏名届も併せて提出してください。

●留意事項

- ・届書には、在留カード、住民票の写し等に記載されているローマ字氏名を大文字で記入してください。
- ・届出後も、日本年金機構からお送りする各種通知書や全国健康保険協会が発行する保険証はカナ氏名で表示されます。

◎70歳以上被用者該当届

厚生年金の被保険者にはならない70歳以上の方であっても、その方の賃金と老齢厚生年金の金額に応じて、受給されている老齢厚生年金が在職支給停止の対象となります。そのため、70歳以上の方を採用した場合は、資格取得届の備考欄「1. 70歳以上被用者該当」に○を付けてください。

従業員が転勤・退職したとき

◎資格喪失届

●資格喪失年月日

転勤等の場合は異動した日、退職の場合は、退職日の翌日が資格喪失年月日になります。

●提出期限

資格喪失日から5日以内

●健康保険被保険者証の返納

資格喪失届に退職者及び被扶養者全員の保険証を添付してください。(高齢受給者証や特定疾病療養受療証・限度額適用認定証の交付を受けている場合には併せて添付してください)。

紛失等により返納できない場合は、回収不能届とともに提出をお願いします。

被扶養者が就職したとき

◎被扶養者(異動)届

被扶養者が就職し健康保険の被保険者となった場合は、就職日をもって被扶養者から除くことになるため、被扶養者(異動)届に該当者の保険証を添付し提出してください。

また、短時間の労働などで健康保険の被保険者にならない場合であっても、収入が【図2】の×に当てはまる状態になった場合は被扶養者から除くことになるため、同様に提出してください。

退職後、引き続いて再雇用したとき

◎60歳未満の方

被保険者が雇用契約期間の満了等により退職した後、1日の空白もなく同じ事業所に再雇用された場合、実際の雇用関係は継続しており被保険者の資格も継続するため、資格喪失届等の提出は不要です。

なお、再雇用の際に報酬の変動があった場合は、月額変更届または算定基礎届で標準報酬月額を改定します。

◎60歳以上の方

60歳以上の方が退職後に1日の空白もなく継続して同じ事業所に再雇用された場合は、雇用関係がいったん中断したものととして「資格喪失届」と「資格取得届」を提出していただき、再雇用された月分から再雇用後の報酬に応じた標準報酬月額に変更することができます。

●留意事項

下記の①と②の両方、または③を添付し、「資格喪失届」と「資格取得届」を同時に提出してください(その方に被扶養者がいる場合は「被扶養者(異動)届」も提出してください)。

- ①就業規則、退職辞令の写し(退職日が確認できるものに限る)
- ②雇用契約書の写し(継続して再雇用されたことがわかるものに限る)
- ③「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明書(事業主印が押印されているものに限る)

図1 被扶養者になることができる続柄

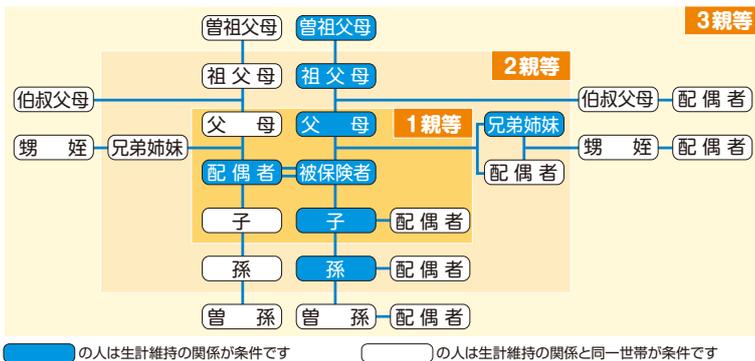


図2

状況	対象者の年収	被保険者の年収	認定結果
同居の場合	130万円未満	1/2未満	○ (認定)
	130万円以上	1/2未満	× (不認定)
別居の場合	130万円未満	仕送額未満	○ (認定)
	130万円未満	仕送額以上	× (不認定)
	130万円以上	仕送額未満	× (不認定)

注: 認定を受ける時点の収入を年間に換算します。年金や失業等給付も対象となります。

資格取得届や被扶養者異動届などの各種届書は埼玉広域事務センターへ直接郵送してください
届書の送付先

〒330-8530 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル3階
日本年金機構 埼玉広域事務センター

※封筒に事務センター名と郵便番号を記載するだけでも届きます。

詳しくはねんきん加入者ダイヤル (0570-007-123 (050で始まる電話でお掛けになる場合は03-6837-2913)) 又はお近くの年金事務所へお問い合わせください。

茨城県社会保険協会からのお知らせ

「施設利用会員証」発行のご案内

茨城県社会保険協会では、会員事業所の被保険者とそのご家族の福利厚生事業の一環として、宿泊施設等が割引になる「施設利用会員証」を発行しています。ぜひご利用ください。なお、以前交付を受けている会員事業所につきましては、会員証の有効期限を確認していただき、有効期限が切れている場合は改めて申請をお願い致します。



1. 優待利用施設

【船員保険会・3施設】[当協会事業、契約保養施設利用補助と併用可]・
【ホテル法華クラブグループ・17施設】・【高輪・品川プリンスホテルグループ・4施設】・
【プリンスホテル優待プラン・全国のプリンスホテル、スキー場、ゴルフ場等の施設】・
【湯快リゾート株式会社・28施設】・【亀の井ホテルグループ・30施設】・
【ダイワロイネットホテルズ・76施設】・【クア・アンドホテルグループ・4施設】・
【その他(宿泊施設・日帰り施設)】

2. 申込枚数

「施設利用会員証」の枚数は、原則として1事業所につき3枚までです。

3. 有効期限
(施設利用会員証)

2026年3月31日まで(期間内であれば何度でもご利用可能)

4. 申込方法

このページをコピーしていただき、下記「施設利用会員証申込書」に必要な事項をご記入のうえ、返信用封筒に切手(94円)を貼り、一般財団法人茨城県社会保険協会(〒310-0021水戸市南町3-4-12常陽海上ビル8階)住所あてにお申し込みください。折り返し「施設利用会員証」をお送りいたします。

5. その他

☆優待利用対象者は、会員事業所の被保険者及びそのご家族です。
☆「施設利用会員証」が届きましたら、事業所名を必ずご記入いただき、事業所において保管し、事業所内で貸与してください。
☆契約優待施設、優待内容及び利用方法等の詳細は、当協会のホームページにより確認できます。なお、一部の施設では「専用のログインパスワード」の入力が必要な場合がありますが、会員証送付時に同封してお知らせいたします。

6. お申し込み・
お問い合わせ先

〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階
一般財団法人茨城県社会保険協会 ☎029-226-8005

施設利用会員証申込書

令和 年 月 日

健康保険証の記号(7桁又は8桁の数字) (健保組合はアルファベットの整理記号)		申込枚数	枚 原則1事業所3枚までとします
--	--	------	---------------------

事業所所在地 〒

事業所名称

事業主名

事業所電話番号

※ ご記入いただきました個人情報は、補助事業の運営のみに使用させていただきます。